

# 業 務 概 要

令和6年度



広島県動物愛護センター

# 目 次

## 第1章 総説

|     |               |   |
|-----|---------------|---|
| 1   | 組織・機構         |   |
| (1) | 沿革            | 2 |
| (2) | 広島県健康福祉局の行政組織 | 3 |
| (3) | 組織及び職員構成      | 3 |
| (4) | 業務の内容         | 3 |
| (5) | 所管法令          | 4 |
| 2   | 管轄区域          | 4 |
| 3   | 施設の概要         |   |
| (1) | 基本データ         | 5 |
| (2) | 5つのコンセプト      | 5 |
| (3) | 施設運営          | 6 |
| (4) | 配置図           | 7 |

## 第2章 事業の概要

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
| 1    | 業務の概要             | 10 |
| 2    | 動物愛護普及啓発          |    |
| (1)  | 来場者数              | 11 |
| (2)  | 週末イベント            | 11 |
| (3)  | 土曜日の県イベント         | 12 |
| (4)  | 日曜日・祝日の民間譲渡会      | 12 |
| (5)  | 特別イベント            | 13 |
| (6)  | 動物愛護教室            | 14 |
| (7)  | 動物介在活動            | 14 |
| (8)  | 犬のしつけ方教室          | 15 |
| (9)  | 動物愛護推進員との連携       | 15 |
| (10) | 研修・視察の受入          | 16 |
| 3    | 犬猫の保護・引取とそれらの処分状況 |    |
| (1)  | 放浪犬の保護            | 17 |
| (2)  | 犬猫の引取             | 18 |
| (3)  | 犬猫の返還             | 19 |
| (4)  | 犬猫の譲渡             | 19 |
| (5)  | 犬猫の殺処分            | 20 |
| 4    | 動物の飼養管理           | 20 |
| 5    | 行方不明の届出           | 21 |
| 6    | 負傷疾病動物の収容措置       | 22 |
| 7    | 咬傷事故              | 23 |
| 8    | 適正飼育指導            | 23 |
| 9    | 地域猫活動の推進          | 23 |
| 10   | 特定動物の飼養許可         | 24 |

|    |          |    |
|----|----------|----|
| 11 | 動物取扱業の登録 | 25 |
|----|----------|----|

### 第3章 参考資料

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 来場者数の詳細     | 27 |
| 2 | 寄附の受付状況     | 28 |
| 3 | 市町別放浪犬の保護状況 | 29 |
| 4 | 市町別犬猫の引取状況  | 30 |
| 5 | 特別イベントのチラシ  | 31 |

# 第1章 総説

## 1 組織・機構

### (1) 沿革

「狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)」に基づく業務は保健所において執行されていたが、昭和 48 年に「動物の保護及び管理に関する法律(法律第 105 号)」が公布されたことに伴い、密接な関係にある両法の業務に一体的に対応するため、昭和 55 年 4 月に広島県動物愛護センターが広島県行政組織規則に基づく地方機関として設置された。

|              |   |
|--------------|---|
| 昭和 48 年 10 月 | 「動物の保護及び管理に関する法律」公布                             |
| 昭和 50 年 10 月 | 「動物の保護及び管理に関する法律」の所管が衛生部環境衛生課(現健康福祉局食品生活衛生課)に決定 |
| 昭和 55 年 4 月  | 動物愛護センター開所、業務開始                                 |
| 昭和 56 年 9 月  | どうぶつ愛護のつどい(第 1 回)開催                             |
| 昭和 60 年 7 月  | 狂犬病予防法改正により狂犬病予防注射年 1 回に                        |
| 平成 6 年 11 月  | 狂犬病予防法一部改正により犬の登録が生涯 1 回に                       |
| 平成 11 年 7 月  | 狂犬病予防法一部改正により犬の登録事務が市町村長へ委譲                     |
| 平成 12 年 12 月 | 「動物の保護及び管理に関する法律」一部改正(「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更等)  |
| 平成 16 年 3 月  | 動物愛護専門スタッフの設置                                   |
| 平成 17 年 6 月  | 「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正(動物取扱業登録制の導入等)             |
| 平成 20 年 3 月  | 「広島県動物愛護管理推進計画」策定                               |
| 平成 22 年 11 月 | 動物愛護団体等との協働による犬猫の譲渡(団体譲渡)を開始                    |
| 平成 23 年 7 月  | 飼主からの引取を有料化                                     |
| 平成 24 年 6 月  | 「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正(動物取扱業の適正化等)               |
| 平成 25 年 4 月  | 平成 23 年度の犬猫殺処分数(県全体)の都道府県で最多が判明                 |
| 平成 27 年 3 月  | 定時定点引取を廃止                                       |
| 平成 27 年 4 月  | 野良犬・野良猫対策事業補助金交付制度の運用開始                         |
| 平成 28 年 4 月  | 地域猫活動に係る不妊去勢手術支援制度の運用開始                         |
| 平成 28 年 8 月  | 大規模団体に対し殺処分対象となった犬猫の譲渡を開始                       |
| 令和元年 6 月     | 「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正(マイクロチップに係る規定等)            |
| 令和2年 11 月    | PFI による新センター整備事業の実施方針及び要求水準書(案)公表               |
| 令和3年 7 月     | 新センター整備事業の契約を締結(契約事業者:広島未来動物共生株式会社)             |
| 令和4年 6 月     | 広島県動物愛護推進員連絡会議の発足                               |
| 令和5年 6 月     | 新センター建設工事の完了                                    |
| 令和5年 8 月     | 動物愛護センターの移転・リニューアルオープン                          |

## (2) 広島県健康福祉局の行政組織(抜粋)

### 健康福祉局

- －食品生活衛生課
  - －食肉衛生検査所
- －**動物愛護センター**

## (3) 組織及び職員構成

(単位:人)(R7.3.31現在)

| 組織<br>職種 | 職員<br>(事務) | 職員<br>(獣医師) | 会計年度任用職員 ※       |                | 計  |
|----------|------------|-------------|------------------|----------------|----|
|          |            |             | 動物愛護相談員<br>(獣医師) | 動物愛護専門<br>スタッフ |    |
| 所長       | -          | 1           | -                | -              | 1  |
| 総務課      | 3          | -           | -                | -              | 3  |
| 愛護管理課    | -          | 6           | 4                | 15             | 25 |
| 計        | 3          | 7           | 4                | 15             | 29 |

※ 概ね週4日勤務

## (4) 業務の内容

|       |   |
|-------|---|
| 総務課   | 1 庶務に関すること。<br>2 使用料及び手数料の徴収に関すること。<br>3 狂犬病予防員証その他の身分証票の管理に関すること。<br>4 前各号のほか、愛護管理課の所掌に属しないこと。   |
| 愛護管理課 | 1 犬・猫の譲渡に関すること。<br>2 動物愛護思想の普及啓発に関すること。<br>3 犬の抑留に関すること。<br>4 犬及び猫の引取りに関すること。<br>5 地域猫活動に関すること。<br>6 動物の飼育相談に関すること。<br>7 動物による咬傷事故調査及び不良飼育者の指導に関すること。<br>8 負傷疾病動物等の収容措置に関すること。<br>9 動物取扱業の登録及び届出・指導に関すること。<br>10 特定動物の飼養許可に関すること。<br>11 人と動物の共通感染症の調査研究に関すること。<br>12 前各号のほか、動物の愛護管理及び狂犬病予防に関すること。 |

## (5) 所管法令

狂犬病予防法(昭和 25 年 8 月 26 日法律第 247 号)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号)

広島県動物愛護管理条例(昭和 55 年 3 月 28 日広島県条例第2号)

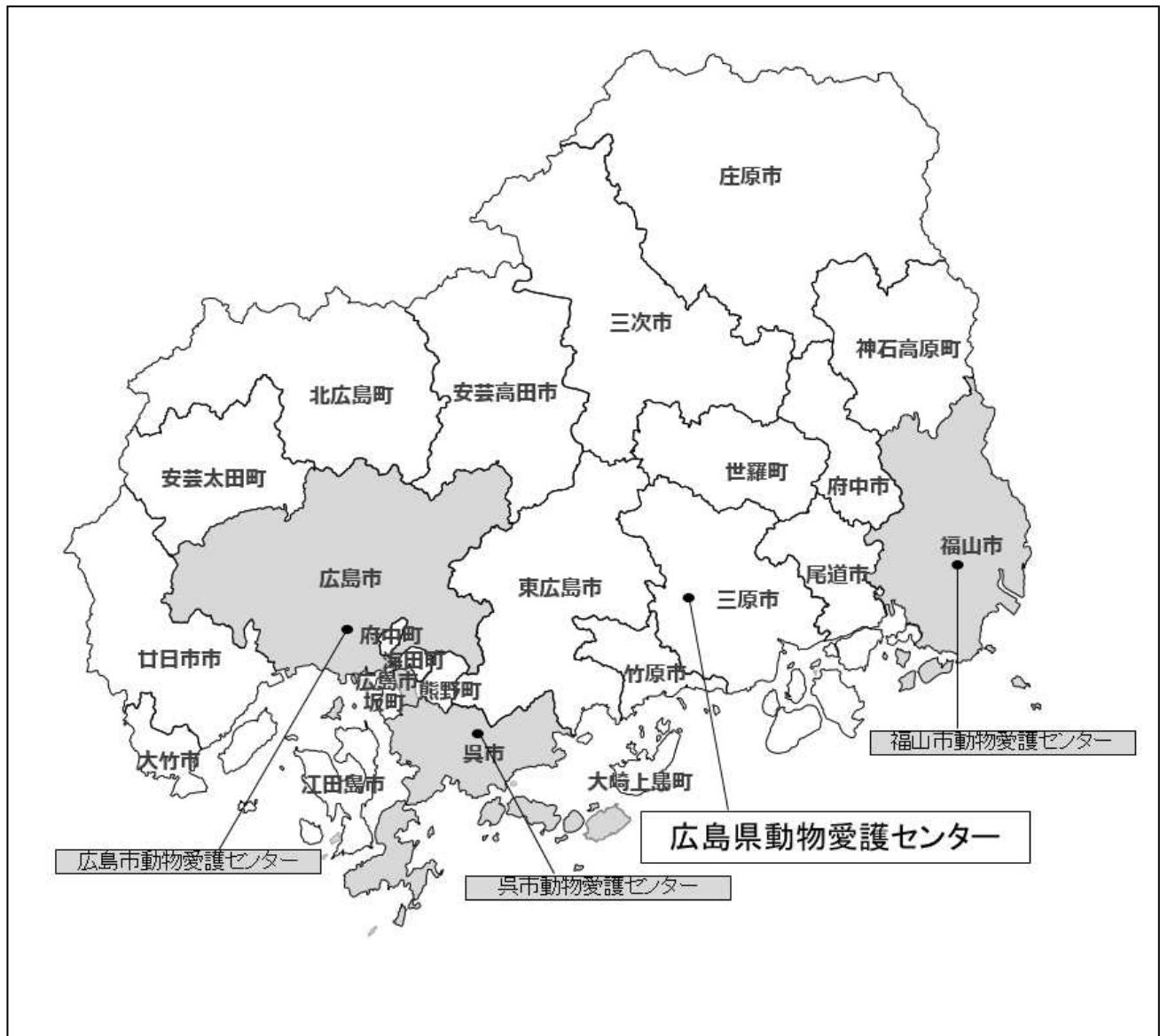
## 2 管轄区域

11 市 9 町(広島市、呉市及び福山市を除く)

面 積: 6,702.01k m<sup>2</sup>

人 口: 889,664 人(R6.10.1 現在)

世帯数: 404,105 世帯(R6.10.1 現在)



### 3 施設の概要

#### (1) 基本データ

|        |   |
|--------|---|
| 所在地    | 広島県三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番  |
| 建築工法   | 木造  |
| 面積     | 敷地面積(開発面積):約 8,000 m <sup>2</sup> 延床面積(車庫除く):約 1,880 m <sup>2</sup> |
| 収容頭数   | 犬(成体 50、幼齢 50) 猫(成体 30、幼齢 40)                                       |
| 供用開始   | 令和5年8月1日  |
| 建設運営方法 | PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)手法を導入(※1)                                  |
| 契約事業者  | 広島未来動物共生株式会社  |
| 事業内容   | 事業費(税込):約 14 億円<br>施設整備(設計・建設)、15 年間の施設の維持管理・運営(※2)                 |

※1 PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)  
公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことでの効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

※2 譲渡業務の一部、イベント開催等

#### (2) 5つのコンセプト

令和5年8月にリニューアルオープンした動物愛護センターは、次の5つのコンセプトの実現を目指し、整備した。

|                      |   |
|----------------------|---|
| 譲渡促進のための施設           | 負傷動物の治療、収容動物の健康管理とともに、人や環境などに馴れるよう一頭一頭に向き合いながら飼養管理することで譲渡を促進します。                        |
| 命について学ぶ施設            | 幅広い年齢層を対象とした教室や研修会などの開催を通じて、「命の大切さ」を発信していく拠点とします。                                       |
| 人が集まる施設              | 動物愛護団体、個人ボランティア等をはじめ、周辺の民間企業とも連携して多様な行事・イベントを開催することにより、明るく楽しい雰囲気で、多くの人に集まつていただける施設にします。 |
| 災害時に使用可能な施設          | 施設外周を逸走防止のフェンスで囲うとともに、動物の避難場所として使用できる芝生広場や研修室などを備えており、災害発生時には動物救護活動の拠点となります。            |
| 人と動物の共通感染症対策に対応できる施設 | 狂犬病など「人と動物の共通感染症」に適切に対応できる機能を備えます。  |

### (3)施設運営

新しくなった動物愛護センターは、多くの方が来場しやすい土日・祝日を開館し、そして毎週末に官民連携で動物愛護の普及啓発や譲渡促進のためのイベントを開催している。

毎週末のイベント開催は官民で分担し、土曜日は県、日曜・祝日は広島未来動物共生(株)が担当して実施している。

県は土曜日に譲渡・普及啓発業務を集中させ、これらに注力する一方で、平日は、野犬の保護や犬猫の引取業務、動物取扱業者の監視指導等の動物管理業務を集中して実施している。

(休館日：月曜日、年末年始)

**旧センター**  
(令和5年7月31日まで)

|      | 月曜日              | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開館   | ○                | ○   | ○   | ○   | ○   | ×   | ×   |
| 業務内容 | 動物管理業務<br>動物愛護業務 |     |     |     |     |     |     |

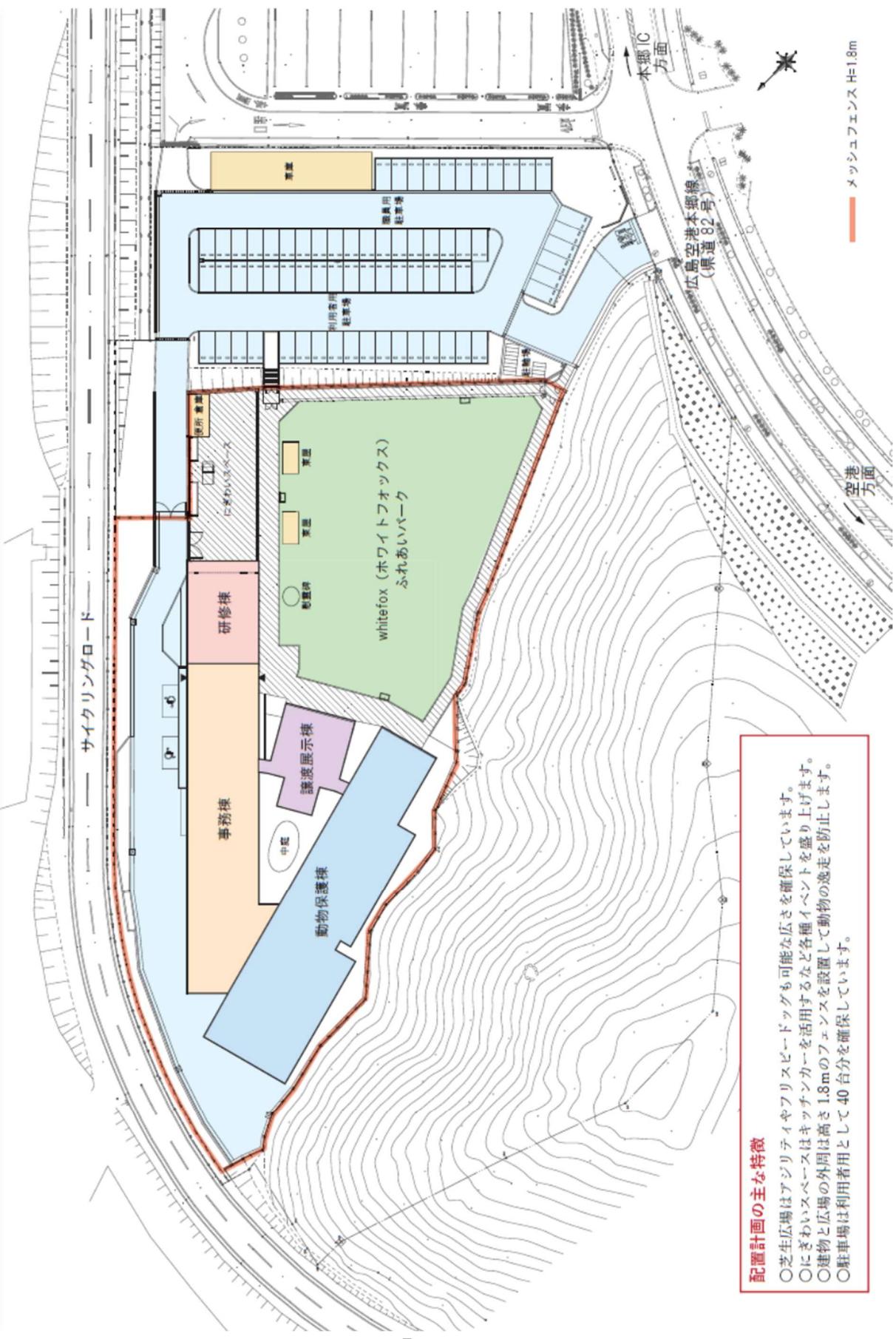
**新センター**  
(令和5年8月1日から)

|      | 月曜日                                 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日                                     | 日曜日   |
|------|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|---|---|
| 開館   | ×                                   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○                                       | ○   |
| 業務内容 | 動物管理業務<br>(犬猫の保護・引取り<br>動物取扱業の登録 等) |     |     |     |     | 動物愛護業務<br>(センター収容動物の<br>譲渡会、しつけ教室<br>等) | PFI事業者による<br>イベント<br>(民間ボランティアによ<br>る譲渡会、フリーマー<br>ケット 等)<br><br>(犬猫の引取り等の受付はお休みします) |

※日曜日・祝日は県職員は出勤しません

## (4)配置図

建物配置イメージ





## 第2章 事業の概要

## 1 業務の概要

当センターは、昭和 55 年に開所して以来、「狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）」、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号、以下「動物愛護法」という。）」及び「広島県動物愛護管理条例（昭和 55 年広島県条例第 2 号、以下「条例」という。）」に基づいて業務を行っている。

狂犬病予防業務については、我が国では昭和 32 年を最後に動物の狂犬病の発生がなく、現在ではその予防対策が中心となっている。当センターは、主な役割として、放浪犬の保護の業務を担っている。また、保健所及び市町等と連携して犬の登録、狂犬病予防注射を推進している。

動物愛護管理業務については、「週末イベント」や「動物愛護教室」等を通じて、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心を深めるよう普及啓発に努めるとともに、不適正な飼養者に対する指導を行っている。

また、動物の販売・保管・貸出し・訓練・展示等を業として行う動物取扱業の登録、危険な動物（特定動物）の飼養の許可、及びこれらに関連する施設等への立入検査を実施している。

さらに、飼い犬猫の引取、地域猫活動の相談対応、人と動物の共通感染症や適正な飼養を推進するための調査研究等を行っている。

令和 5 年 8 月のリニューアルオープン後も、これらの業務をそのまま引き継ぎ実施している。

### 【動物愛護センターの業務の概要】

| 愛護業務  | 管理業務   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 犬猫の譲渡会 譲渡前講習会</li><li>● 普及啓発活動<ul style="list-style-type: none"><li>・動物ふれあい体験</li><li>・施設見学会</li><li>・飼い主向け教室 など</li></ul></li><li>● 動物愛護週間行事<ul style="list-style-type: none"><li>・どうぶつ愛護のつどい など</li></ul></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 放浪犬の保護・引取</li><li>● 飼い犬猫の引取</li><li>● 地域猫活動の相談対応</li><li>● 動物の適正飼育指導</li><li>● 動物取扱業の登録・指導</li><li>● 特定動物の飼養許可</li><li>● 人と動物の共通感染症等の調査研究 など</li></ul> |

## 2 動物愛護普及啓発

### (1) 来場者数

| 年度    | R5     | R6     |
|-------|--------|--------|
| 土曜日   | 6,300  | 7,771  |
| 日曜・祝日 | 4,592  | 3,333  |
| 平日    | 3,300  | 3,693  |
| 合計    | 14,192 | 14,797 |

当センターは、動物愛護の普及啓発や譲渡を推進するため、来場者数の増加に努めている。

令和6年度も来場者数は14,000名を超えており、昨年度よりやや増加した。リニューアルオープン後は毎週土日も開館しており、特に土日・祝日に来場者の増加が目立っている。

### (2) 週末イベント

【週末イベントの開催状況】(令和5年8月1日以降)

| 年度 | 土曜日(県の運営) |    |       | 日曜・祝日(広島未来動物共生㈱の運営) |    |       |
|----|-----------|----|-------|---------------------|----|-------|
|    | 内容        | 回数 | 来場者数  | 内容                  | 回数 | 来場者数  |
| R5 | 県特別イベント   | 3  | 2,902 | 民間特別イベント            | 1  | 120   |
|    | レギュラーイベント | 31 | 3,398 | 広島未来動物共生㈱のふれあい      | 15 | 866   |
|    |           |    |       | 動物愛護団体等の譲渡会等        | 24 | 3,498 |
|    | 計         | 34 | 6,300 | 計                   | 40 | 4,484 |
| R6 | 県特別イベント   | 4  | 2,346 | 民間特別イベント            | 3  | 502   |
|    | レギュラーイベント | 48 | 5,425 | 広島未来動物共生㈱のふれあい      | 17 | 782   |
|    |           |    |       | 動物愛護団体等の譲渡会等        | 33 | 2,049 |
|    | 計         | 52 | 7,771 | 計                   | 53 | 3,333 |

令和5年8月のリニューアルオープン後は、土曜日と日曜・祝日も開館し、譲渡会や動物ふれあいなどの普及啓発事業を実施している。週末の施設運営は官民で分担しており、土曜日は県、日曜・祝日は広島未来動物共生(株)が運営している。

毎週土曜日は県が、譲渡会や犬のお散歩体験、バックヤードツアーなどを行う「レギュラーイベント」を実施しており、令和6年度は計48回実施した。また、「どうぶつ愛護のつどい」などの特別イベントを4回開催した。

日曜・祝日は、民間の動物愛護団体やボランティアの譲渡会などが開催された。民間特別イベントを3回、県内の動物愛護団体やボランティアが計33回譲渡会等を開催しており、新センターの賑わいづくりにご協力いただいている。

また、日曜・祝日で動物愛護団体やボランティアの譲渡会等が開催されない日は、広島未来動物共生(株)が譲渡展示している動物のふれあいを実施しており、令和6年度は計17回実施した。

### (3) 土曜日の県イベント

【土曜日の県の各イベントの利用者数】(令和5年8月1日以降)

|       | 年度                         | R5  | R6  |
|-------|----------------------------|-----|-----|
| 飼い主向け | 犬の譲渡前講習会                   | 461 | 482 |
|       | 猫の譲渡前講習会                   | 230 | 428 |
|       | 譲渡犬の里帰り会                   | 44  | 74  |
|       | (第1週)飼い犬との幸せな暮らし方セミナー(講義編) | 17  | 23  |
|       | (第2週)パピー＆ジュニア犬飼育相談会        | 41  | 96  |
|       | (第3週)飼い犬との幸せな暮らしセミナー(実技編)  | 11  | 21  |
|       | (第4週)にゃんこセミナー              | 14  | 8   |
|       | (第4週)防災セミナー                | 20  | 21  |
| 一般向け  | わんことお散歩体験                  | 327 | 671 |
|       | 猫ふれあい体験                    | 423 | 784 |
|       | 親子DE動物ふれあい教室               | 52  | 155 |
|       | バックヤードツアー                  | 459 | 416 |

土曜日の県の各イベントは、大きく飼い主向けと一般向け(主に動物を飼っていない方が対象)に分けられる。利用者が多かったのは、子どもに大人気の「わんことお散歩体験」や、大人にも人気が高かった「猫ふれあい体験」、「バックヤードツアー」等であった。

小さな子ども(小学3年生以下)向けの動物ふれあい事業である「親子DE動物ふれあい教室」の利用も一定程度あった。

飼い主向けの教室やセミナーは、一般向けのイベントと比較すると利用者数は少ないが、新たに犬や猫を飼い始めた方の適正飼養をサポートする重要な取り組みであるため、今後も継続する。

### (4) 日曜日・祝日の民間譲渡会

【民間譲渡会の開催状況】(令和5年8月1日以降)

| 年度        | R5 | R6 |
|-----------|----|----|
| 民間譲渡会開催回数 | 22 | 28 |
| トライアル決定件数 | 犬  | 7  |
|           | 猫  | 63 |
|           | 計  | 70 |
|           |    | 78 |

※トライアル: 正式譲渡になる前の飼養の試行

日曜・祝日の民間譲渡会は、動物愛護団体やボランティアが自分たちで保護した犬や猫を譲渡しており、令和6年度は28回開催された。

民間譲渡会では、その場ですぐに犬や猫を引き渡しておらず、令和6年度は犬11件、猫67件トライアルが決定した。

民間譲渡会は県の譲渡会と異なり、猫が多く（県は子犬が多い）、犬猫関連グッズが販売されたり、キッチンカーが出店されることもある。また、会場も BLUEV 研修室を使用している（県は譲渡展示室）ため、土曜日の県の譲渡会とは趣が異なっている。

### （5）特別イベント

| 年度 | 主催        | 内訳   |
|----|-----------|--|
| R5 | 県         | 8/5(土) オープニングイベント(1,850名)<br>9/23(土・祝) どうぶつ愛護のつどい(702名)<br>1/27(土) 広島ワンヘルスデー(350名)                                 |
|    | 広島未来動物共生株 | 3/20(水・祝)いぬとネコのおしごと展(120名)   |
| R6 | 県         | ・5/25(土)人とペットのための防災フェスティバル(465名)<br>・7/27(土)1周年イベント(1,090名)<br>・9/21(土)どうぶつ愛護のつどい(632名)<br>・12/7(土)広島ワンヘルスデー(159名) |
|    | 広島未来動物共生株 | ・7/14(日)ワンニャン夏祭り(170名)<br>・11/10(日)映画上映会、ふれあい(121名)<br>・3/20(日)春のわんにゃんフェスティバル(211名)                                |

毎週末に開催している週末イベントより規模の大きな特別イベントを位置付け、県と広島未来動物共生株で分担して年間を通じてコンスタントに開催することとしている。令和6年度は県が4回、広島未来動物共生株が3回、計7回開催した。

### 【動物愛護週間】

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日を動物愛護週間と定めている。動物愛護週間には、国、地方自治体、関係団体が協力して、動物愛護管理に関する普及啓発のための各種行事を実施している。

本県では、昭和56年度から動物愛護週間行事として「どうぶつ愛護のつどい」を開催しており、令和6年度もこの期間中に当センターで実施した。また、動物愛護週間の金曜日の午後から土曜日にかけて、動物慰靈碑前に献花台を設置し、来場者に献花の協力をお願いした。

## (6) 動物愛護教室

| 年度 | 分類   | 実施回数 | 参加者数 |    |    |               |     |
|----|------|------|------|----|----|---------------|-----|
|    |      |      | 園児   | 児童 | 生徒 | その他<br>(引率者等) | 計   |
| R5 | 命    | 12   | 0    | 0  | 44 | 13            | 57  |
|    | ふれあい | 5    | 62   | 54 | 0  | 32            | 148 |
|    | 合計   | 17   | 62   | 54 | 44 | 45            | 205 |
| R6 | 命    | 19   | 0    | 0  | 79 | 18            | 97  |
|    | ふれあい | 10   | 161  | 54 | 0  | 71            | 286 |
|    | 合計   | 29   | 161  | 54 | 79 | 89            | 383 |

※園児は保育所・幼稚園児、児童は小学校3年生以下、生徒は小学4年生以上

※分類「命」：小学校4年生以上向けに実施している「命を考える動物愛護教室」

※分類「ふれあい」：小学校3年生以下向けに実施している「ふれあい動物愛護教室」

平日（火～金曜日）の普及啓発業務として、動物愛護教室を実施している。動物とのふれあいを中心とした内容で小学3年生以下を対象とした「ふれあい動物愛護教室」と、小学4年生以上を対象とした「命を考える動物愛護教室」を実施している。

令和6年度は、「ふれあい動物愛護教室」を10回、「命を考える動物愛護教室」を19回、計29回実施した。

「命を考える動物愛護教室」では、野良犬・野良猫のこと、不適正飼養や無責任なエサやりのこと、殺処分のことなどを挙げて、参加者に命の大切さを考えもらっている。

当センターでは芝生広場や研修室で食事を摂ることもできることとしており、遠足や社会見学として利用された保育園や小学校もあった。

## (7) 動物介在活動

| 年度 | 分類  | 実施回数 | 参加者数      |                |     |
|----|-----|------|-----------|----------------|-----|
|    |     |      | 施設<br>利用者 | その他<br>(施設職員等) | 計   |
| R5 | 来所型 | 2    | 22        | 8              | 30  |
|    | 出張型 | 2    | 68        | 18             | 86  |
|    | 合計  | 4    | 90        | 26             | 116 |
| R6 | 来所型 | 2    | 24        | 8              | 32  |
|    | 出張型 | 13   | 377       | 101            | 478 |
|    | 合計  | 15   | 401       | 109            | 510 |

※分類「来所型」：利用者が来所して当センターで実施

※分類「出張型」：当センター職員が出張して利用者側の施設で実施

令和5年8月のリニューアルオープン後、社会貢献に繋がる新たな取組みとして、高齢者福祉施設の入所者等を対象とした「動物介在活動」を実施している。これは高齢者等に動物（当セン

ターに収容中の子犬やモデル犬）とのふれあいを体験していただく取組みである。

令和6年度は来所型を2回、出張型を13回、計15回実施した。実際に子犬やモデル犬とふれあった高齢者はもちろんのこと、その様子を見守っている関係者にも大変好評であった。

## (8) 犬のしつけ方教室

| 年度    | R5   | R6 |
|-------|------|----|
| センター外 | 開催回数 | 2  |
|       | 受講人数 | 8  |
| R6    | 2    | 15 |

市町等の依頼を受け、しつけの重要性及びその方法について、講習会を実施した。

その他、電話や土曜日イベントの各種セミナー時にしつけ等に関する相談が個別に寄せられた場合、当センターは、専門家につなぐための一時的な窓口として相談に応じている。

## (9) 動物愛護推進員との連携

### 【動物愛護推進員の委嘱状況】

| 年度                | R5 | R6 |
|-------------------|----|----|
| 動物愛護推進員数          | 41 | 40 |
| 動物愛護推進員連絡会議準備成員数  | 6  | 10 |
| 動物愛護推進員連絡会議への参加回数 | 3  | 2  |

本県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物の愛護や正しい飼い方について助言するなど、地域に根ざした動物愛護活動をボランティアで行う方として、動物愛護推進員を委嘱している。(令和7年3月末時点の動物愛護推進員数：40名、準備成員数：10名)

また、動物愛護推進員の活動を組織的かつ円滑に展開することを目的に「動物愛護推進員連絡会議」を設置しており、この連絡会議に部会を設け、各動物愛護推進員が部会に所属することで、各分野について意見を述べ、事業検討に参加できる仕組みとなっている。令和6年度は、これらの関連会議に2回参加した。

### 【動物愛護推進員等との連携状況】

| 年度                    | R5 | R6 |
|-----------------------|----|----|
| 推進員等主催イベントへの参加回数      | 3  | 3  |
| 推進員等による日曜・祝日のセンター利用回数 | 24 | 28 |

当センターは、日曜・祝日に動物愛護推進員等が県内各地で実施しているイベントに参加して、官民連携の普及啓発活動を行っている。(令和6年度は3回参加)

また、動物愛護推進員等は、日曜・祝日に当センターを利用して、譲渡会などを頻繁に開催している。

#### (10) 研修・視察の受入

##### 【研修の受入状況】

| 年度             |      | R5 | R6 |
|----------------|------|----|----|
| 保護犬猫の<br>お世話体験 | 回数   | 11 | 18 |
|                | 参加者数 | 53 | 74 |
| その他            | 回数   | 3  | 1  |
|                | 参加者数 | 8  | 3  |
| 計              | 回数   | 14 | 19 |
|                | 参加者数 | 61 | 77 |

当センターの業務や犬猫の保護・引取・殺処分等の現状を知ることを通じて、動物を飼うことの責任や命の大切さについて学んでもらうことを目的として、学生等の研修を受け入れている。

当センターの主催で、長期休み（夏・冬・春休み）期間中に「保護犬猫のお世話体験」（小学5年生以上対象）を開催している他、職場体験による学生も受け入れている。

また、他自治体や民間企業等による視察も積極的に受け入れている。

##### 【視察の受入状況】

| 年度   |      | R5 | R6  |
|------|------|----|-----|
| 行政機関 | 回数   | 5  | 3   |
|      | 参加者数 | 37 | 12  |
| 議員関係 | 回数   | 2  | 8   |
|      | 参加者数 | 7  | 52  |
| その他  | 回数   | 1  | 8   |
|      | 参加者数 | 5  | 173 |
| 計    | 回数   | 8  | 19  |
|      | 参加者数 | 49 | 237 |

### 3 犬猫の保護・引取とそれらの処分状況

#### (1) 放浪犬の保護

##### 【保護作業の状況】

| 年度    | R5  | R6  |
|-------|-----|-----|
| 出動回数  | 171 | 133 |
| 作業箇所数 | 417 | 337 |
| 保護頭数  | 313 | 196 |

放浪犬の保護作業は、狂犬病予防法第6条に基づき実施するものであり、市町（広島市、呉市及び福山市を除く）及び住民からの犬の生息情報に基づき計画的に実施している。通常、狂犬病予防員（獣医師）1名及び動物愛護専門スタッフ3名の計4名で保護班を編成し、作業を行っている。

保護作業には、網、保護機及び大型保護機等を使用している。網、保護機での保護が困難な場合は、吹き矢、麻酔銃を使用している。麻酔銃の使用は、放浪犬が人畜に危害を与え、又はその恐れがあり、通常の方法では保護が困難な場合に限っている。

##### 【保護機の設置】

| 年度   | R5 | R6 |
|------|----|----|
| 出動回数 | 36 | 16 |
| 設置数  | 43 | 19 |
| 保護頭数 | 10 | 1  |

##### 【大型保護機の設置】

| 年度   | R5 | R6 |
|------|----|----|
| 出動回数 | 15 | 12 |
| 設置数  | 15 | 12 |
| 保護頭数 | 9  | 21 |

保護機及び大型保護機の設置や保護機等で捕まえた犬の収容は、動物愛護専門スタッフ2名で行っている。

保護機は朝夕、夜間に徘徊する犬や、田畠、山間部等で地理的に保護することが困難な場合に使用している。保護機及び大型保護機の設置は、当該地域住民の協力体制が整っていることを前提とし、町内会長等地域の代表者の依頼に基づき実施している。

## (2) 犬猫の引取

### 【犬猫の引取の状況】

| 年度 | 犬   |     |       |     |     |     | 猫   |     |       |     |     |     | 合計  |     |       |     |     |     |
|----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
|    | 飼い主 |     | 所有者不明 |     | 計   |     | 飼い主 |     | 所有者不明 |     | 計   |     | 飼い主 |     | 所有者不明 |     | 計   |     |
|    | 犬   | 内幼齢 | 犬     | 内幼齢 | 犬   | 内幼齢 | 猫   | 内幼齢 | 猫     | 内幼齢 | 猫   | 内幼齢 | 犬・猫 | 内幼齢 | 犬・猫   | 内幼齢 | 犬・猫 | 内幼齢 |
| R5 | 31  | 0   | 590   | 419 | 621 | 419 | 258 | 20  | 111   | 80  | 369 | 100 | 289 | 20  | 701   | 499 | 990 | 519 |
| R6 | 50  | 0   | 490   | 151 | 540 | 151 | 260 | 12  | 147   | 49  | 407 | 61  | 310 | 12  | 637   | 200 | 947 | 212 |

※所有者不明には、狂犬病予防法に基づく抑留を含む。

※R5 の幼齢は 91 日齢未満の個体を示し、R6 の幼齢は 40 日齢以下（推定）の個体を示す。

犬猫の引取は、動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条に基づき実施するものであり、飼い主からの引取と所有者不明の引取に分けられる。

飼い主からの引取については、引取り理由を詳しく聞き、真にやむを得ない事情である場合に限り引取っており、終生飼養の原則に反する理由の場合は、法に則り引取っていない。

所有者不明の犬猫の引取については、保護した経緯や事情を詳しく聞き、野良犬の棲家や無責任にエサを与える者等の情報を収集し、その後の対策に役立てている。野良猫については、原則、引き取っておらず、野良猫の問題で困っている相談者には、忌避対策や地域猫活動等について助言している。

### 【終生飼養の原則に反する理由】

- 1 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 2 引取りを繰り返し求められた場合
- 3 子犬や子猫の引取りを求める場合であって、自治体からの繁殖制限措置を行う旨の指導に応じない場合
- 4 犬猫の老齢又は疾病を理由に引取りを求められた場合
- 5 この犬猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求める場合
- 6 引取りを求めるに当たって、あらかじめ新たな飼い主を探す取組をしていない場合
- 7 その他条例、規則等で定める場合

### 【飼い主等からの引取相談】

| 年度 | 相談者数 | 相談理由(主るもの) |    |    |     |      |     |       |    |    |     |   |
|----|------|------------|----|----|-----|------|-----|-------|----|----|-----|---|
|    |      | 飼い主の都合     |    |    |     |      |     | 動物の要因 |    |    |     |   |
|    |      | 死亡         | 入院 | 老齢 | 引越し | 多頭飼育 | その他 | 咬傷    | 老齢 | 躊躇 | その他 |   |
| R5 | 犬    | 64         | 11 | 23 | 9   | 3    | 2   | 5     | 6  | 2  | 3   | 0 |
|    | 猫    | 93         | 15 | 8  | 8   | 14   | 23  | 22    | 1  | 0  | 1   | 1 |
| R6 | 犬    | 55         | 7  | 11 | 5   | 4    | 1   | 18    | 6  | 1  | 2   | 0 |
|    | 猫    | 64         | 9  | 11 | 10  | 3    | 10  | 20    | 0  | 1  | 0   | 0 |

飼い主からの引取相談について、令和6年度は119件であった。相談理由として多かったのは、飼い主の都合としては「死亡」「入院」「老齢」によるもの、動物の要因としては「咬傷」によるものであった。

### (3) 犬猫の返還

【犬猫の返還の状況】

| 年度 |     | 犬  | 猫 | 計  |
|----|-----|----|---|----|
| R5 | 総数  | 31 | 1 | 32 |
|    | 内幼齢 | 0  | 0 | 0  |
| R6 | 総数  | 22 | 4 | 26 |
|    | 内幼齢 | 0  | 0 | 0  |

※R5の幼齢は91日齢未満の個体を示し、R6の幼齢は40日齢以下（推定）の個体を示す。

迷子となって収容された犬猫を元の飼い主に返還するため、当センターへの収容時に、全頭マイクロチップ装着の有無を確認している。また、収容された犬猫の写真や特徴などについてホームページに掲載するとともに、動物愛護推進員等と連携してSNS発信するなどしている。

### (4) 犬猫の譲渡

【犬猫の譲渡の状況】

| 年度 | 犬   |     |     | 猫   |     |     | 計   |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|    | 個人  | 団体  | 計   | 個人  | 団体  | 計   | 個人  | 団体  | 計   |     |
| R5 | 総数  | 171 | 417 | 588 | 75  | 259 | 334 | 246 | 676 | 922 |
|    | 内幼齢 | 101 | 181 | 282 | 13  | 59  | 72  | 114 | 240 | 354 |
| R6 | 総数  | 147 | 369 | 516 | 134 | 246 | 380 | 281 | 615 | 896 |
|    | 内幼齢 | 0   | 66  | 66  | 0   | 35  | 35  | 0   | 101 | 101 |

※R5の幼齢は91日齢未満の個体を示し、R6の幼齢は40日齢以下（推定）の個体を示す。

多くの犬猫の命を救うこと、また、動物愛護と適正飼養の普及啓発を図ることを目的として、当センターへ収容された犬猫を個人の方へ無償で譲渡している。

当センターでは、一度譲渡した犬や猫が再度当センターへ戻ってくることのないよう、飼育希望者に対し譲渡前講習の受講を義務付けるとともに、譲渡後のアフターフォローとして、飼い主向けの各種教室・セミナーの開催、譲渡犬の里帰り会、飼育状況の追跡調査等を行っている。

個人譲渡対象の犬猫は、全頭マイクロチップを装着しており、また、成熟個体は不妊去勢手術を実施している。

個人の方への譲渡が困難な犬猫については、新たな飼い主を探す活動を行っている団体等に譲

渡している（団体譲渡）。

### （5）犬猫の殺処分

#### 【犬猫の殺処分の状況】

| 年度 |     | 犬  |   |    |    | 猫  |   |    |    | 計  |   |    |    |
|----|-----|----|---|----|----|----|---|----|----|----|---|----|----|
|    |     | ①  | ② | ③  | 計  | ①  | ② | ③  | 計  | ①  | ② | ③  | 計  |
| R5 | 総数  | 45 | 0 | 14 | 59 | 23 | 0 | 13 | 36 | 68 | 0 | 27 | 95 |
|    | 内幼齢 | 25 | 0 | 12 | 37 | 12 | 0 | 11 | 23 | 37 | 0 | 23 | 60 |
| R6 | 総数  | 6  | 0 | 9  | 15 | 2  | 0 | 12 | 14 | 8  | 0 | 21 | 29 |
|    | 内幼齢 | 0  | 0 | 0  | 0  | 2  | 0 | 8  | 10 | 2  | 0 | 8  | 10 |

※R5 の幼齢は 91 日齢未満の個体を示し、R6 の幼齢は 40 日齢以下（推定）の個体を示す。

当センターでは、昭和 55 年の旧センター開所当時から多くの犬と猫を殺処分してきたが、近年は、多くの動物愛護団体や個人ボランティアに団体譲渡できるようになったこともあり、平成 28 年度から現時点まで、炭酸ガス処分機を用いた殺処分は一切行っていない。

しかし、収容中の犬猫の負傷や病気の程度が重く、当センターの獣医師が回復困難と判断した場合は、痛みや苦しみを取り除くため、薬物注射による安楽死を行うことがある。

国（環境省）の殺処分の 3 分類に基づき、「収容中に自然死したもの」も殺処分頭数として計上している。（表の③）

表の①は、治癒見込みがない病気や攻撃性がある等、「譲渡することが適切でない」犬猫の殺処分頭数である。表の②は、収容頭数の限界など、①以外の理由での殺処分頭数である。

## 4 動物の飼養管理

#### 【選定・飼養管理マニュアルの概要】

| 検疫プログラム(概要)   | 譲渡プログラム(概要)   |
|---|---|
| <p>管理場所: 検疫室</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健康診断、性質診断を行い譲渡適正の有無を判定するとともに、ワクチン接種、ノミ・ダニの駆除、検便・駆虫、その他、必要に応じた検査を実施する。</li><li>・施設内の感染症拡大防止のため検疫室で管理し、健康観察を行う。</li></ul> | <p>管理場所: 保護室、譲渡展示室</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・検疫を終え、譲渡適性が有と判定された個体は保護室へ移動し、馴化・社会化の必要性を判定し、それらが必要な個体はトレーニングを開始する。</li><li>・馴化・社会化が不要な個体、トレーニングを終えた個体はマイクロチップを装着後、譲渡展示室で管理する。</li></ul> |

収容した犬猫は、当センターで作成した「選定・飼養管理マニュアル」に基づき飼養管理している。また、収容した犬猫が負傷したり、疾病に罹ったりしている場合は、当センターで可能な

検査や治療を行っている。

#### 【モデル犬猫の育成】

| 年度   |     | R5 | R6 |
|------|-----|----|----|
| モデル犬 | 育成済 | 4  | 6  |
|      | 活動中 | 2  | 3  |
|      | 引退  | 2  | 5  |
| モデル猫 | 育成済 | 5  | 11 |
|      | 活動中 | 3  | 2  |
|      | 引退  | 2  | 12 |

当センターでは、動物愛護の普及啓発活動をより効果的なものとするため、「広島県動物愛護センターモデル犬猫取扱要領」に基づきモデル犬猫を育成している。モデル犬猫にふさわしいと判断したものは判断基準を定めたテストを実施し、モデル犬猫とし、土曜日のレギュラーイベントで実施している「犬のお散歩体験」、「猫ふれあい体験」の他、「動物愛護教室」や「動物介在活動」で活躍している。

## 5 行方不明の届出

#### 【行方不明の届出件数等】

| 年度 | 種別 | 届出件数 | 届出後の状況 |    |      |           |
|----|----|------|--------|----|------|-----------|
|    |    |      | 発見     |    |      | 未発見<br>※2 |
|    |    |      | 飼い主 ※1 | 警察 | センター |           |
| R5 | 犬  | 59   | 26     | 2  | 2    | 29        |
|    | 猫  | 155  | 67     | 0  | 0    | 88        |
| R6 | 犬  | 74   | 32     | 9  | 1    | 32        |
|    | 猫  | 124  | 69     | 0  | 0    | 55        |

※1 警察及びセンターで保護されたことにより発見されたもの以外

※2 発見の報告がないものを含む

飼い主から行方不明の連絡があった場合は、その状況を詳しく聞き取り、行方不明となった犬猫の名簿を作成するとともに、収容した犬猫の中に当該犬猫がいないかを確認している。

なお、連絡してきた飼い主に対しては、所有者明示の実施（マイクロチップの装着等）及び再び行方不明にならないように適正飼育の指導をしている。

## 6 負傷疾病動物の収容措置

【収容措置の状況】

| 年度   | R5   |    |    | R6 |    |    |
|------|------|----|----|----|----|----|
| 種別   | 犬    | 猫  | 計  | 犬  | 猫  | 計  |
| 収容頭数 | 8    | 58 | 66 | 3  | 49 | 52 |
| 搬入先  | 動物病院 | 1  | 8  | 9  | 2  | 19 |
|      | センター | 7  | 50 | 57 | 1  | 30 |
|      |      |    |    |    |    | 31 |

当センターは、道路、公園、広場、その他の公共の場所において、負傷し又は疾病に罹っている犬猫で、所有者の判明しないものについて、動物の愛護及び管理に関する法律第 36 条の規定に基づき収容している。

収容した負傷疾病動物は委託先の動物病院に搬送しており、委託先の動物病院の受入ができない場合は、当センターに搬入している。

## 7 咬傷事故

【咬傷事故の状況】

| 年度  | R5   | R6 |
|-----|------|----|
| 飼い犬 | 登録   | 38 |
|     | 未登録  | 7  |
|     | 飼主不明 | 8  |
| 野犬  | 3    | 2  |
| 合計  | 56   | 66 |

本県では、動物愛護管理条例第 8 条の規定により、飼い犬又は特定動物が人の生命又は身体に危害を加えたとき、その動物の所有者は、その事実を知った時から 24 時間以内にその旨を知事に届出し、その飼い犬が人をかんでいるときは事故発生から 48 時間以内に狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させ、その結果を知事に届出することを義務付けている。

野犬、飼主不明犬による咬傷事故については、保護した当該犬の狂犬病の有無を当センターの狂犬病予防員が鑑定している。

令和 6 年度は、咬傷事故が計 66 件発生し、そのほとんどは飼い犬によるものであった。

## 8 適正飼育指導

当センターは、毎年、犬や猫の不適正飼育に関する苦情を多数受けており、案件毎に飼育施設等への立入検査を実施している。立入検査は原則、当センター職員2名以上、市町担当課同伴で実施しており、場合によって管轄の警察にも同行をお願いしている。

### 【犬の不適正飼育等に係る立入検査】

| 年度 |       | 苦情内容(主るもの) |     |         |     |        |     |        |     |     |     |    |     |
|----|-------|------------|-----|---------|-----|--------|-----|--------|-----|-----|-----|----|-----|
|    |       | 放し飼い       |     | 騒音(鳴き声) |     | 悪臭(糞尿) |     | 野良エサやり |     | その他 |     | 計  |     |
|    |       | 総数         | 内多頭 | 総数      | 内多頭 | 総数     | 内多頭 | 総数     | 内多頭 | 総数  | 内多頭 | 総数 | 内多頭 |
| R5 | 立入箇所数 | 36         | 11  | 25      | 2   | 10     | 2   | 9      | 0   | 18  | 9   | 98 | 24  |
|    | 指導票交付 | 13         | 5   | 3       | 0   | 0      | 0   | 3      | 0   | 14  | 7   | 33 | 12  |
|    | 勧告等   | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
| R6 | 立入箇所数 | 20         | 7   | 20      | 3   | 8      | 1   | 12     | 3   | 32  | 15  | 92 | 29  |
|    | 指導票交付 | 6          | 0   | 5       | 0   | 0      | 0   | 2      | 0   | 24  | 15  | 37 | 15  |
|    | 勧告等   | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |

※R5 の立入箇所数はのべ数

### 【猫の不適正飼育等に係る立入検査】

| 年度 |       | 苦情内容(主るもの) |     |         |     |        |     |        |     |     |     |     |     |
|----|-------|------------|-----|---------|-----|--------|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
|    |       | 放し飼い       |     | 騒音(鳴き声) |     | 悪臭(糞尿) |     | 野良エサやり |     | その他 |     | 計   |     |
|    |       | 総数         | 内多頭 | 総数      | 内多頭 | 総数     | 内多頭 | 総数     | 内多頭 | 総数  | 内多頭 | 総数  | 内多頭 |
| R5 | 立入箇所数 | 40         | 19  | 1       | 0   | 24     | 9   | 64     | 10  | 17  | 11  | 146 | 49  |
|    | 指導票交付 | 22         | 13  | 0       | 0   | 6      | 0   | 34     | 1   | 15  | 8   | 77  | 22  |
|    | 勧告等   | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| R6 | 立入箇所数 | 8          | 7   | 1       | 0   | 10     | 6   | 125    | 60  | 35  | 15  | 179 | 88  |
|    | 指導票交付 | 8          | 4   | 0       | 0   | 3      | 2   | 35     | 8   | 35  | 12  | 81  | 26  |
|    | 勧告等   | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |

※R5 の立入箇所数はのべ数

### 【その他動物の不適正飼育等に係る立入検査】

| 年度 |       | 苦情内容(主るもの) |     |         |     |        |     |        |     |     |     |    |     |
|----|-------|------------|-----|---------|-----|--------|-----|--------|-----|-----|-----|----|-----|
|    |       | 放し飼い       |     | 騒音(鳴き声) |     | 悪臭(糞尿) |     | 野良エサやり |     | その他 |     | 計  |     |
|    |       | 総数         | 内多頭 | 総数      | 内多頭 | 総数     | 内多頭 | 総数     | 内多頭 | 総数  | 内多頭 | 総数 | 内多頭 |
| R5 | 立入箇所数 | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 1   | 0   | 1  | 0   |
|    | 指導票交付 | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|    | 勧告等   | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
| R6 | 立入箇所数 | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|    | 指導票交付 | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|    | 勧告等   | 0          | 0   | 0       | 0   | 0      | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |

## 9 地域猫活動の推進

当センターには例年、野良猫によるトラブルに関する苦情が多数寄せられており、本県ではこの問題の解決策として「地域猫活動」を推進している。この活動を推進するための具体的な支援策として、広島県地域猫活動ガイドラインに則った地域猫活動に対して予算の範囲内で、無料で

不妊去勢手術を実施している。

また、当センターにおいて毎月1回、これから地域猫活動を始めようと考えている方、地域猫活動のことを知りたい方など誰でも受講可能な「地域猫セミナー」を開催している。

#### 【地域猫セミナーの実施状況】

| 年度   | R5 | R6 |
|------|----|----|
| 開催回数 | 7  | 5  |
| 参加者数 | 13 | 8  |

#### 【地域猫活動の支援状況】

| 年度       | R5  | R6  |
|----------|-----|-----|
| 現場確認回数   | 57  | 89  |
| 承認箇所数    | 52  | 89  |
| 不妊去勢手術頭数 | 595 | 918 |

## 10 特定動物の飼養許可

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、人の生命・身体等に危害を加えるおそれのある動物（特定動物）を飼うには都道府県知事等の許可が必要となり、飼養施設の構造や保管方法についての基準を守らなければならない。

当センターは、この規定に基づき特定動物の飼養施設に対し飼養を許可するとともに、飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法等の立入検査を実施し、特定動物の適正な取り扱い等について指導している。

#### 【飼養許可状況】(令和7年3月末現在)

| 動物種     | 施設数 | 飼育頭数 | 市町別施設数                |
|---------|-----|------|-----------------------|
| おながざる科  | 2   | 1    | 廿日市 2                 |
| どくとかげ科  | 1   | 2    | 東広島市 1                |
| にしきへび科  | 1   | 1    | 廿日市 1                 |
| かみつきがめ科 | 7   | 6    | 三原市4 府中町1 廿日市市1 北広島町1 |

#### 【立入検査件数】

| 年度 | R5 | R6 |
|----|----|----|
| 件数 | 1  | 5  |

## 11 動物取扱業の登録

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、哺乳類、鳥類、爬虫類を業として取り扱い、営利性がある場合は第一種動物取扱業となって都道府県知事等への登録が必要となる。営利性がなく飼養施設を持ち一定数以上の動物を取り扱う場合は第二種動物取扱業となって都道府県知事等への届出が必要となる。

当センターは、これらの動物取扱業の登録や届出の事務を行うとともに、関連施設への立入検査を実施し、動物の適正な取り扱い等について指導している。

また、第一種動物取扱業に必置である動物取扱責任者を対象とした研修を毎年開催している。

【第一種動物取扱業の登録状況】

| 年度 | 販売  | 保管  | 貸出し | 訓練 | 展示 | 譲受飼養 | 登録件数 | 施設数 |
|----|-----|-----|-----|----|----|------|------|-----|
| R5 | 178 | 234 | 9   | 39 | 48 | 2    | 510  | 381 |
| R6 | 188 | 239 | 7   | 39 | 44 | 2    | 519  | 395 |

【第二種動物取扱業の届出状況】

| 年度 | 譲渡し | 保管 | 貸出し | 訓練 | 展示 | 届出件数 | 施設数 |
|----|-----|----|-----|----|----|------|-----|
| R5 | 22  | 8  | 1   | 0  | 2  | 33   | 26  |
| R6 | 24  | 11 | 1   | 1  | 4  | 41   | 27  |

【第一種動物取扱業の立入検査件数】

| 年度 | 販売 | 保管  | 貸出し | 訓練 | 展示 | 譲受飼養 | 計   |
|----|----|-----|-----|----|----|------|-----|
| R5 | 89 | 85  | 5   | 14 | 17 | 1    | 211 |
| R6 | 98 | 117 | 3   | 16 | 12 | 1    | 247 |

【第二種動物取扱業の立入検査件数】

| 年度 | 譲渡し | 保管 | 貸出し | 訓練 | 展示 | 計  |
|----|-----|----|-----|----|----|----|
| R5 | 11  | 3  | 0   | 0  | 1  | 15 |
| R6 | 2   | 1  | 0   | 1  | 0  | 4  |

【動物取扱責任者研修の開催状況】

| 年度   | R5 | R6 |
|------|----|----|
| 開催回数 | 4  | 4  |
| 参加者数 | 91 | 96 |

※うち1回はオンラインによる開催（R5）、You Tubeによるアーカイブ視聴受講（R6）

## **第3章 參考資料**

## 1 来場者数の詳細(令和6年度)

|            |                           | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   | 11   | 12  | 1   | 2   | 3    | 計     |
|------------|---------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|------|-------|
| 平日         | 見学(動物、施設)                 | 187  | 96   | 48   | 109  | 219  | 75   | 209  | 108  | 50  | 45  | 96  | 90   | 1332  |
|            | 動物の持参                     | 9    | 28   | 61   | 32   | 28   | 22   | 29   | 20   | 16  | 7   | 5   | 9    | 266   |
|            | 死亡動物の持参                   | 0    | 1    | 13   | 2    | 0    | 0    | 1    | 0    | 0   | 0   | 0   | 0    | 17    |
|            | 動物の返還                     | 6    | 0    | 0    | 3    | 9    | 2    | 5    | 5    | 0   | 0   | 2   | 1    | 33    |
|            | 動物の譲渡(希望を含む)              | 9    | 16   | 6    | 11   | 7    | 7    | 12   | 14   | 6   | 3   | 5   | 15   | 111   |
|            | 各種相談(迷い犬・猫、地域猫、健康相談、しつけ等) | 2    | 13   | 2    | 15   | 4    | 6    | 19   | 5    | 6   | 3   | 3   | 2    | 80    |
|            | 愛護教室(ふれあい)                | 26   | 0    | 74   | 22   | 12   | 0    | 25   | 64   | 0   | 0   | 49  | 0    | 272   |
|            | 愛護教室(命を考える)               | 0    | 0    | 0    | 73   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0   | 0    | 73    |
|            | 動物介在活動(来所)                | 20   | 12   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0   | 0    | 32    |
|            | 学生お世話体験                   | 0    | 0    | 0    | 0    | 22   | 0    | 0    | 0    | 8   | 0   | 0   | 27   | 57    |
|            | 動物取扱業関係相談                 | 4    | 8    | 6    | 9    | 11   | 3    | 7    | 3    | 7   | 7   | 3   | 5    | 73    |
|            | 特定動物関係                    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 3   | 1    | 4     |
|            | 地域猫セミナー                   | 0    | 2    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    | 2   | 1   | 0   | 2    | 8     |
|            | ボランティアトリング                | 5    | 4    | 6    | 5    | 0    | 3    | 4    | 3    | 0   | 3   | 2   | 0    | 35    |
|            | 視察                        | 0    | 15   | 43   | 9    | 0    | 3    | 0    | 24   | 22  | 3   | 0   | 3    | 122   |
|            | その他                       | 63   | 99   | 93   | 134  | 110  | 128  | 111  | 115  | 92  | 65  | 61  | 107  | 1178  |
|            | <b>小計</b>                 | 331  | 294  | 352  | 424  | 422  | 249  | 422  | 362  | 209 | 137 | 229 | 262  | 3693  |
| 土曜日        | 見学(動物、施設)                 | 320  | 221  | 346  | 1170 | 177  | 160  | 171  | 192  | 68  | 122 | 136 | 145  | 3228  |
|            | 犬譲渡前講習会                   | 33   | 34   | 33   | 18   | 54   | 47   | 51   | 66   | 23  | 47  | 39  | 37   | 482   |
|            | 猫譲渡前講習会                   | 6    | 13   | 81   | 35   | 47   | 54   | 41   | 49   | 10  | 23  | 19  | 50   | 428   |
|            | 親子DEふれあい体験                | 12   | 19   | 15   | 5    | 7    | 13   | 18   | 16   | 7   | 3   | 27  | 13   | 155   |
|            | 猫ふれあい体験                   | 67   | 96   | 86   | 27   | 42   | 58   | 49   | 95   | 47  | 44  | 62  | 111  | 784   |
|            | お散歩体験                     | 97   | 85   | 65   | 0    | 0    | 0    | 71   | 108  | 44  | 49  | 55  | 97   | 671   |
|            | バックヤードツアー                 | 37   | 40   | 22   | 14   | 40   | 77   | 21   | 37   | 32  | 22  | 28  | 46   | 416   |
|            | 譲渡犬里帰り会                   | 7    | 14   | 25   | 1    | 2    | 0    | 4    | 7    | 0   | 0   | 7   | 7    | 74    |
|            | (第1)犬セミナー講義               | 5    | 1    | 2    | 0    | 0    | 0    | 2    | 4    | 0   | 0   | 2   | 7    | 23    |
|            | (第2)パピー＆ジュニア              | 7    | 7    | 9    | 0    | 9    | 5    | 13   | 14   | 10  | 10  | 3   | 9    | 96    |
|            | (第3)犬セミナー実技               | 2    | 2    | 1    | 8    | 0    | 0    | 0    | 2    | 0   | 0   | 2   | 4    | 21    |
|            | (第4)にゃんこセミナー              | 4    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 2    | 0    | 2   | 0   | 0   | 0    | 8     |
|            | (第4)防災セミナー                | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 6    | 0    | 9    | 0   | 0   | 0   | 6    | 21    |
|            | 視察                        | 0    | 3    | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0   | 3    | 7     |
|            | その他                       | 11   | 483  | 10   | 30   | 25   | 565  | 18   | 41   | 102 | 22  | 24  | 26   | 1357  |
|            | <b>小計</b>                 | 608  | 1018 | 695  | 1308 | 403  | 986  | 461  | 640  | 345 | 342 | 404 | 561  | 7771  |
| 日・祝日       | 愛護団体等活動実績                 | 253  | 107  | 231  | 175  | 216  | 167  | 61   | 174  | 229 | 110 | 191 | 89   | 2003  |
|            | 譲渡犬猫ふれあい(SPC)             | 194  | 120  | 21   | 170  | 0    | 83   | 216  | 121  | 0   | 29  | 22  | 308  | 1284  |
|            | その他                       | 46   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0   | 0    | 46    |
|            | <b>小計</b>                 | 493  | 227  | 252  | 345  | 216  | 250  | 277  | 295  | 229 | 139 | 213 | 397  | 3333  |
| <b>合 計</b> |                           | 1432 | 1539 | 1299 | 2077 | 1041 | 1485 | 1160 | 1297 | 783 | 618 | 846 | 1220 | 14797 |

## 2 寄附の受付状況

【寄附の受付状況】

| 年度           |                      | R5  | R6  |
|--------------|----------------------|-----|-----|
| 寄附受付数        |                      | 441 | 473 |
| 内訳<br>（重複あり） | 犬猫用ペットフード            | 126 | 119 |
|              | 紙製猫砂                 | 6   | 11  |
|              | ペットシーツ（ワイド、スーパーワイド）  | 55  | 18  |
|              | 犬猫用おやつ               | 76  | 99  |
|              | ペット用哺乳瓶              | 3   | 2   |
|              | 犬猫用ミルク・離乳食           | 4   | 11  |
|              | ペット用シャンプー・リンス        | 12  | 10  |
|              | 犬猫用ベッド・マット           | 16  | 9   |
|              | 首輪・リード               | 14  | 19  |
|              | 毛布、タオル、厚手のシーツ、ベッドカバー | 275 | 312 |
| その他          |                      | 36  | 0   |

### 3 市町別放浪犬の保護状況

【市町別保護機の設置】

| 年度 | 市町   | 大竹市 | 廿日市市 | 府中町 | 海田町 | 熊野町 | 坂町 | 安芸高田市 | 安芸太田町 | 北広島町 | 江田島市 | 竹原市 | 東広島市 | 大崎上島町 | 三原市 | 尾道市 | 世羅町 | 府中市 | 神石高原町 | 三次市 | 庄原市 | 計  |
|----|------|-----|------|-----|-----|-----|----|-------|-------|------|------|-----|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|----|
| R5 | 出動回数 | 0   | 2    | 0   | 0   | 0   | 0  | 0     | 0     | 0    | 0    | 0   | 8    | 0     | 10  | 13  | 2   | 0   | 0     | 1   | 0   | 36 |
|    | 設置数  | 0   | 2    | 0   | 0   | 0   | 0  | 0     | 0     | 0    | 0    | 0   | 8    | 0     | 13  | 17  | 2   | 0   | 0     | 1   | 0   | 43 |
|    | 保護頭数 | 0   | 0    | 0   | 0   | 0   | 0  | 0     | 0     | 0    | 0    | 0   | 1    | 0     | 6   | 3   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 10 |
| R6 | 出動回数 | 0   | 1    | 0   | 0   | 0   | 0  | 0     | 0     | 0    | 0    | 0   | 2    | 0     | 2   | 7   | 4   | 0   | 0     | 0   | 0   | 16 |
|    | 設置数  | 0   | 1    | 0   | 0   | 0   | 0  | 0     | 0     | 0    | 0    | 0   | 3    | 0     | 2   | 7   | 6   | 0   | 0     | 0   | 0   | 19 |
|    | 保護頭数 | 0   | 0    | 0   | 0   | 0   | 0  | 0     | 0     | 0    | 0    | 0   | 0    | 0     | 0   | 1   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 1  |

【市町別大型保護機の設置】

| 年度 | 市町   | 大竹市 | 廿日市市 | 府中町 | 海田町 | 熊野町 | 坂町 | 安芸高田市 | 安芸太田町 | 北広島町 | 江田島市 | 竹原市 | 東広島市 | 大崎上島町 | 三原市 | 尾道市 | 世羅町 | 府中市 | 神石高原町 | 三次市 | 庄原市 | 計  |
|----|------|-----|------|-----|-----|-----|----|-------|-------|------|------|-----|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|----|
| R5 | 出動回数 | 0   | 1    | 0   | 0   | 0   | 0  | 2     | 0     | 0    | 0    | 1   | 5    | 0     | 0   | 3   | 0   | 0   | 0     | 1   | 2   | 15 |
|    | 設置数  | 0   | 1    | 0   | 0   | 0   | 0  | 2     | 0     | 0    | 0    | 1   | 5    | 0     | 0   | 3   | 0   | 0   | 0     | 1   | 2   | 15 |
|    | 保護頭数 | 0   | 1    | 0   | 0   | 0   | 0  | 2     | 0     | 0    | 0    | 0   | 0    | 0     | 0   | 2   | 0   | 0   | 0     | 4   | 0   | 9  |
| R6 | 出動回数 | 0   | 1    | 0   | 0   | 0   | 0  | 1     | 0     | 0    | 0    | 0   | 4    | 0     | 1   | 4   | 0   | 0   | 0     | 1   | 0   | 12 |
|    | 設置数  | 0   | 1    | 0   | 0   | 0   | 0  | 1     | 0     | 0    | 0    | 0   | 4    | 0     | 1   | 4   | 0   | 0   | 0     | 1   | 0   | 12 |
|    | 保護頭数 | 0   | 0    | 0   | 0   | 0   | 0  | 0     | 0     | 0    | 0    | 0   | 12   | 0     | 1   | 5   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 18 |

## 4 市町別犬猫の引取状況(令和6年度)

| 市町    | 犬   |       |     | 猫   |       |     | 合計  |       |     |
|-------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|
|       | 飼い主 | 所有者不明 | 計   | 飼い主 | 所有者不明 | 計   | 飼い主 | 所有者不明 | 計   |
| 大竹市   | 1   | 0     | 1   | 0   | 1     | 1   | 1   | 1     | 2   |
| 廿日市市  | 0   | 3     | 3   | 0   | 6     | 6   | 0   | 9     | 9   |
| 府中町   | 0   | 0     | 0   | 3   | 9     | 12  | 3   | 9     | 12  |
| 海田町   | 0   | 1     | 1   | 0   | 2     | 2   | 0   | 3     | 3   |
| 熊野町   | 1   | 1     | 2   | 3   | 1     | 4   | 4   | 2     | 6   |
| 坂町    | 0   | 0     | 0   | 0   | 7     | 7   | 0   | 7     | 7   |
| 安芸高田市 | 3   | 0     | 3   | 28  | 0     | 28  | 31  | 0     | 31  |
| 安芸太田町 | 0   | 8     | 8   | 0   | 7     | 7   | 0   | 15    | 15  |
| 北広島町  | 4   | 2     | 6   | 12  | 0     | 12  | 16  | 2     | 18  |
| 江田島市  | 0   | 1     | 1   | 1   | 0     | 1   | 1   | 1     | 2   |
| 竹原市   | 22  | 3     | 25  | 28  | 5     | 33  | 50  | 8     | 58  |
| 東広島市  | 9   | 151   | 160 | 81  | 21    | 102 | 90  | 172   | 262 |
| 大崎上島町 | 0   | 0     | 0   | 0   | 3     | 3   | 0   | 3     | 3   |
| 三原市   | 6   | 40    | 46  | 4   | 8     | 12  | 10  | 48    | 58  |
| 尾道市   | 1   | 197   | 198 | 15  | 50    | 65  | 16  | 247   | 263 |
| 世羅町   | 0   | 21    | 21  | 0   | 0     | 0   | 0   | 21    | 21  |
| 府中市   | 1   | 41    | 42  | 2   | 9     | 11  | 3   | 50    | 53  |
| 神石高原町 | 0   | 1     | 1   | 2   | 4     | 6   | 2   | 5     | 7   |
| 三次市   | 1   | 13    | 14  | 79  | 11    | 90  | 80  | 24    | 104 |
| 庄原市   | 1   | 7     | 8   | 2   | 3     | 5   | 3   | 10    | 13  |
| 計     | 50  | 490   | 540 | 260 | 147   | 407 | 310 | 637   | 947 |

## 5 特別イベントのチラシ

- (1)人とペットのための防災フェスティバル(令和6年5月 25 日(土)開催)
- (2)どうぶつ愛護のつどい(令和6年9月 21 日(土)開催)
- (3)広島ワンヘルスデー(令和6年 12 月 7 日(土)開催)

※31~33 ページ参照

みんなで学んで  
備えよう！

人とペットのための

# 防災フェスティバル

とき R6.5.25 (土) 10:00-16:00

ばしょ 広島県動物愛護センター

(三原市本郷町上北方字用倉山11352番)

オープニング



10:00-10:30

吹奏楽演奏  
(三原市立本郷中学校)



1回目 10:45-11:15

2回目 14:00-14:30

災害救助犬デモンストレーション  
(特定非営利活動法人ピースワインズ・  
ジャパン)



10:00-12:00

動物愛護センターに  
消防車がくるよ！  
(三原西消防署)

参加者募集

1回目 11:25-12:15

2回目 13:00-13:50

同行避難訓練  
(特定非営利活動法人  
ペット災害危機管理士会)



14:40-15:00

犬のおすわりゲーム

15:10-15:40

防災クイズ大会



12:20-12:50

ワンニャンしあわせカルタ大会  
(一般社団法人ワンハート制作  
委員会)



防災食試食会

(株式会社サタケ)

有料

- ・ペット用のおやつ
- ・雑貨等の販売
- ・人気のキッチンカー

Food & Drink



10:00-16:00 迷子札作成

10:00-11:00 講習会(犬)

13:30-14:30 講習会(猫)

10:00-15:30 講習会

11:30-12:00 バックヤードツアー

14:00-14:30 バックヤードツアー

教えて獣医さん！

災害時への備えと健康相談  
(広島県獣医師会)

詳細は[こちら](#)



詳細は広島県動物愛護センターホームページを  
ご覧ください。

問い合わせ：0848-60-8511

主催：広島県動物愛護センター  
公益社団法人広島県獣医師会

協賛：三原市、豊田獣医師会、株式会社アイディオー、株式会社ホワイトフォックス、株式会社サタケ  
特定非営利活動法人ピースワインズ・ジャパン、Lazo

※当センターからの犬及び猫の譲渡には条件があります。詳細については、広島県動物愛護センターまでお問い合わせください。

※飼い犬を連れてくる際は、鑑札（または鑑札に相当するマイクロチップが装着済であること）、狂犬病予防注射済票を装着の上、ご来場ください。

入場  
無料

令和6年度 広島県動物愛護週間行事

# やさしい動物愛護

# つどい

9/21 土

10:00~15:30 (9:30開場)

開催日時 令和6年

開催場所 広島県動物愛護センター TEL 0848-60-8511

(三原市本郷町上北方字用倉山11352番)

駐車場完備

満車の場合は、隣接する有料駐車場をご利用ください。

## マリンバ コンサート

12:00 ~ 12:45

### ~音楽の動物園へようこそ~

2010年に結成された、広島在住の打楽器奏者3人組によるアンサンブルグループ、打楽器の魅力がたっぷり見て楽しい聴いて楽しいコンサート♪今回は松田亜希子と松尾桜のデュオで、動物にちなんだ音楽をお届けします!



マリンバ&パーカッション trio ROSSO

## 警察犬 家庭犬 模範演技・アジリティ

犬の団体訓練や迫力ある犬の障害物競走をお楽しみください。



1回目 10:20 ~ 11:10

2回目 13:00 ~ 13:50

村上愛犬警察犬訓練所

## 動植物検疫探知犬 デモンストレーション

動植物検疫探知犬は、海外から到着された方の手荷物や国際郵便物を嗅ぎ、肉製品や果物等の臭いを探します!

※動物検疫所のホームページ引用



11:30~11:50

農林水産省動物検疫所 神戸支所  
広島空港出張所

## 災害救助犬 デモンストレーション



14:10 ~ 14:40

特定非営利活動法人  
ピースウインズ・ジャパン

## 犬譲渡前講習会

10:00 ~ 11:00



## 犬猫譲渡会

10:00 ~ 12:00、  
13:00 ~ 15:30



## 譲渡犬猫 見学コーナー

10:00 ~ 15:30

## 猫譲渡前 講習会

13:30 ~ 14:30

## バックヤードツアー

10:30 ~ 11:00、  
14:10 ~ 14:40

各回先着  
20名様

## 獣医師による 動物健康相談会

豊田獣医師会



## 動物や恐竜の 段ボール貯金箱づくり

10:00 ~ 11:30、13:00 ~ 15:00



先着  
100  
名様

※なくなり次第終了

## 乳しぼりデモ体験・牛乳販売

### 数量限定! 牛乳購入すると?!



牛乳専用ドリップコーヒーパックや、うちわなどのグッズをプレゼント!  
乳しぼり体験は誰でも参加できます!

当センターからの犬及び猫の譲渡には条件があります。詳細については、広島県動物愛護センターまでお問い合わせください。イベントの内容は予告なく変更する場合がありますので、予めご了承ください。

主催 広島県、公益社団法人広島県獣医師会

詳しくは広島県のホームページをご覧ください

協賛 豊田獣医師会  
東広島獣医師会

農林水産省動物検疫所神戸支所広島空港出張所  
特定非営利活動法人ピースウインズ・ジャパン

ブルーコンシャスグループ株式会社  
株式会社アイディオー

株式会社ホワイトフォックス  
広島県牛乳普及協会



※ペットはリードやキャリーケースなどで、逸走防止をしてご来場ください。※飼い犬を連れてくる際は、鑑札(または鑑札に相当するマイクロチップが装着済みであること)、狂犬病予防注射票を装着の上、ご来場ください。

入場  
無料

令和6年度

広島

# ワンヘルステー

12/7

10:00~15:45  
(9:30開場)

開催日時  
令和6年

開催  
場所

広島県動物愛護センター

(三原市本郷町上北方字用倉山11352番)

TEL 0848-60-8511

駐車場完備

満車の場合は、隣接する有料駐車場をご利用ください。

先着  
70組様

9:30~受付にて配布

※なくなり次第終了

クイズラリー同時開催  
グッズプレゼント!



メイン会場 BLUEV 研修室

講演会 10:30 ~ 11:30



「畜産動物の動物福祉について」

講師

広島大学大学院  
総合生命科学研究所  
名誉教授  
ヒトと動物の関係学会会長  
谷田 創 氏



食の安全セミナー 12:30~14:00

「鶏肉が私たちの口に入るまで」

生産から加工までを  
解体の実演も  
交えて紹介!

Gallus JAPAN 株式会社  
代表取締役社長

竹之内 恒 氏



学生サークル等による活動発表会

14:30~15:30



当日受付



わんこと  
散歩体験



猫ふれあい  
体験



バックヤード  
ツアー

各回先着  
20名様

イベント当日は犬猫の譲渡会及び譲渡前講習会は実施しません。

ブース出店

動物愛護推進員ブース

ワークショップ(迷子札、缶バッヂづくり) 物品販売



他にも!

キッチンカー

物品販売

ワークショップ

などなどあります!



主催 広島県、公益社団法人広島県獣医師会

協賛 ブルーコンシャスグループ株式会社 株式会社アイディオーネ 株式会社ホワイトフォックス 広島県酪農業協同組合

詳しくは広島県のホームページをご覧ください ▶▶▶



※イベントの内容は予告なく変更する場合がありますので、予めご了承ください。

※ペットはリードやキャリーケースなどで、逸走防止をしてご来場ください。※飼い犬を連れてくる際は、鑑札(または鑑札に相当するマイクロチップが装着済みであること)、狂犬病予防注射票を装着の上、ご来場ください。

会場MAP

広島県動物愛護センター

